

(別紙)

鳥獣被害対策 DX 推進事業業務委託に関する仕様書 (案)

1 目的

野生鳥獣による農作物被害軽減には、野生鳥獣の生息及び行動域の変化を先読みし、先手を打って対応を講じる戦略的な鳥獣被害対策が必要である。

このため、「QGIS」により被害状況、侵入防止柵の設置状況、鳥獣の目撃・捕獲情報等を可視化し、今後の鳥獣被害対策の重点化並びに長期的な戦略立案を支援する。

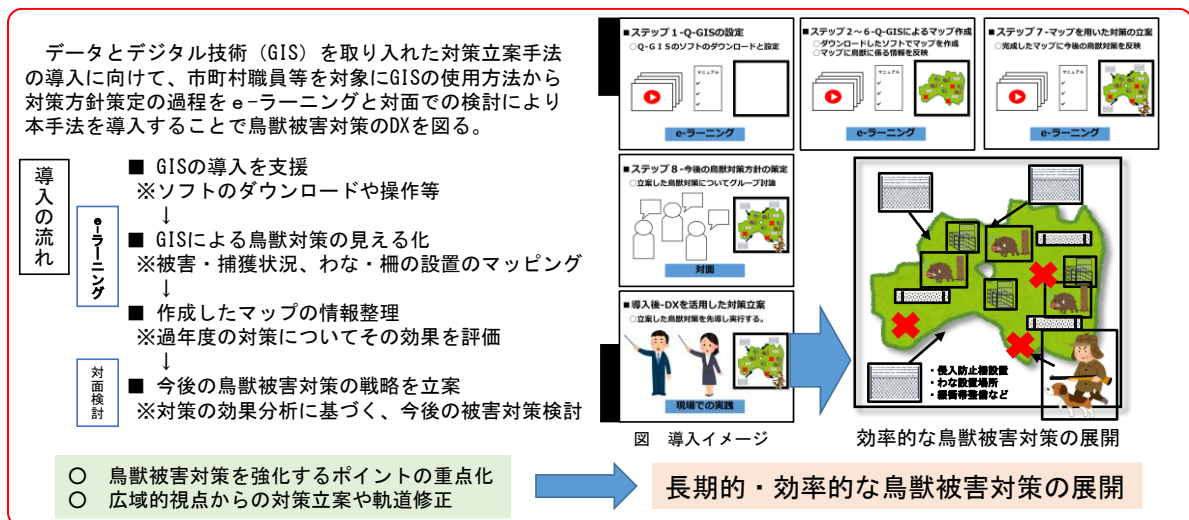


図 事業イメージ

2 業務の内容

(1) QGIS による可視化支援を目的としたマニュアルの作成

ア QGIS の導入、鳥獣被害対策可視化等を記載したマニュアルを作成すること。記載内容は下記のとおり

- (ア) QGIS のダウンロード等の初期設定
- (イ) QGIS によるマップ作成
- (ウ) マップへの侵入防止柵の設置状況の入力
- (エ) マップへのわな等の設置状況の入力
- (オ) マップへの野生鳥獣の目撃・捕獲情報の入力
- (カ) マップへの被害状況の入力
- (キ) 作成したマップを利用した今後の鳥獣対策の計画立案

(2) QGIS による可視化支援を目的とした eラーニング研修動画の配信

- ア (1) の内容に沿った研修動画を作成し、オンラインで配信すること。
- イ 配信については LMS 等、受講者との交流が可能なものとする。
- ウ 研修動画は 10 分程度とし、1 月に 1 つの頻度で 7 つ以上配信すること。
- エ 配信後にアーカイブで一定期間閲覧できるよう配慮すること。
- オ 研修動画の内容に関するヘルプデスクを設け、Q&A を作成すること。

- カ 受講者に ID を付与する等、受講状況を確認出来るようにすること。
- キ PC 及びスマートフォン等の情報通信端末で受講に対応出来るようにすること。
- ク 想定するブラウザの動作環境は以下のとおりとする。

	OS	ブラウザ
PC	Windows10 以上 Professional 64bit	Chrome、Safari、Microsoft edge、Firefox 他
モバイル端末	Android の最新バージョン iOS の最新バージョン	Chrome、Safari、Microsoft edge

(3) 鳥獣対策の計画について討論会の実施

- ア (2) の研修動画の配信後、「受講者の作成したマップを活用した地域性を考慮した今後の鳥獣対策について」対面での討論会を 1 回以上実施すること。
- イ 討論会の参加者は 60 名を想定すること。

(4) その他

- ア その他、本事業の目的達成に寄与する企画があれば提案をすること。
- イ マニュアル及び動画等はオープンデータとすることを前提に作成すること。
- ウ 受講者が QGIS の初心者であることを想定し、以下の点を考慮すること。
 - (ア) GIS の基本概念の理解醸成（ベクターデータ、座標系等の説明をする）
 - (イ) インターフェースの単純化（最低限必要な機能のみの習得を目的とする）
 - (ウ) データ形式の取り扱い（初心者に適切なフォーマットとする）
 - (エ) データの取得と管理（データ等のダウンロード方法を明記する）
 - (オ) 事業の受講アンケートを実施し、内容を分析して報告すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1 部ずつ）
- (2) マニュアル及び動画等のオープンデータとするために必要なデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後、速やかに提出するもの
 - ア 着手届（様式第 1 号）
 - イ 主任担当者届（様式第 2 号）
 - ウ その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 完了届（様式第 3 号）
 - イ 実績報告書（様式第 4 号）

5 事業実施に当たっての留意事項

(1) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（マニュアルや動画等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(2) 疑義に関する協議等

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

6 その他

- (1) 委託予定事業者は、県との間で随時打ち合わせを行うものとする。県に対し、事業の進捗の報告をはじめ、必要に応じ県と協議を行い、適切な事業運営を行うこと。県は本業務の実施のために必要な協力を行う。

(第1号様式)

着 手 届

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

受託者

氏 名

年 月 日付で契約締結した下記委託業務については、年 月 日付
けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務の名称

鳥獣被害対策 DX 推進事業業務
- 2 委託料の額

金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 委託期間

着手 年 月 日
履行期限 年 月 日

(第2号様式)

主任担当者届

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住所

受託者

氏名

年 月 日付で契約締結した下記委託業務主任担当者を決定しましたので届け出ます。

記

- 1

業務の名称

鳥獣被害対策 DX 推進事業業務
- 2

主任担当者

職 名

氏 名

(第 3 号様式)

完 了 届

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

受託者

氏 名

下記委託業務は、 年 月 日付で完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業務の名称

鳥獣被害対策 DX 推進事業業務
- 2 委託料の額

金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 委 託 期 間

着 手 年 月 日
履行期限 年 月 日

(第4号様式)

実 績 報 告 書

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

受託者

氏 名

下記の委託業務について、成果品を添えて提出します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|--------------------------------|---|---|----|
| 1 | 業務の名称 | 鳥獣被害対策 DX 推進事業業務 | | | |
| 2 | 委託料の額 | 金 | 円 | | |
| | | (うち消費税及び地方消費税の額 | | 金 | 円) |
| 3 | 委託期間 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | | 履行期限 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 成果物 | (1) 鳥獣被害対策 DX 推進事業業務仕様書に基づく報告書 | | | |
| | | (2) その他添付資料 | | | |